

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	健康局健康推進部生活衛生課 （ 06-6208-9991 ）
処分課（担当）名	大阪市保健所
処分の名称	施設の整備改善命令
概要	大阪府食品衛生法施行条例第3条別表第1の基準に違反した場合に、施設の整備改善を命じます。
根拠法令等 及び条項	食品衛生法第61条、第68条第1項及び第3項 食品衛生法に基づく行政処分等取扱要領（健康局健康推進部生活衛生課、大阪市保健所食品衛生監視課、大阪市保健所生活衛生監視事務所窓口に設置）
処分基準	内容が軽微であって危害発生のおそれのない場合と内容が悪質若しくは危害発生のおそれのある場合とに分け処分内容を決定しており、詳細は別表第2の「行政処分取扱基準」のとおりです。
ホームページ	
備考	